平成２７年（フ）第３３９６号
大阪府東大阪市友井５丁目２番20―904号
破産者　上田由美子
1　決定年月日　平成27年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３３９７号
大阪府東大阪市友井５丁目２番20―904号
破産者　上田　昌容
1　決定年月日　平成27年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３４３７号
大阪府吹田市上山田１番７―504号
破産者　ヌニェス　ロボアムこと　ＮＵＮＥＺ　ＳＵＧＡＷＡＲＡ　ＲＯＢＯＡＭ　ＫＩＹＯＳＨＩ
1　決定年月日　平成27年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３４９６号
大阪府茨木市西太田町７番５号、開始決定時の住所大阪府茨木市西太田町４番１号
破産者　矢野　陽子
1　決定年月日　平成27年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３５３３号
大阪府吹田市山田西１丁目23番Ａ13―401号
破産者　的場　貴史
1　決定年月日　平成27年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１９４号
堺市東区関茶屋68番地１　グラン・コート初芝302号
破産者　井上　隆浩
1　決定年月日　平成27年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第５９７号
神戸市垂水区本多聞２丁目23番８―304号
破産者　平田　惠子
1　決定年月日　平成27年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３３号
和歌山県海南市原野1004番地１
破産者　堂山石油店こと　堂山　英明
1　決定年月日　平成27年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第６８号
福岡県久留米市国分町1309番地１　国分ガーデンハイツＨ棟103号、開始決定時の住所福岡県久留米市野中町1135番地　サングレート野中Ⅱ206号
破産者　松枝　清隆
1　決定年月日　平成27年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第１３３号
福岡県久留米市東町29番地15　第２サンシャインビル402号、前住所福岡県久留米市小頭町８番地２　永田ビル３Ｆ
破産者　服部　克己
1　決定年月日　平成27年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第１３４号
佐賀県小城市小城町973番地３
破産者　松尾　隆行
1　決定年月日　平成27年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３３６号
熊本県宇城市不知火町柏原３番地２
破産者　九谷　正幸
1　決定年月日　平成27年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２７８号
鹿児島県鹿児島市小野２丁目９番22号（リバーサイド小門）
破産者　瀬野　敬二
1　決定年月日　平成27年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第１５０号
沖縄県南城市佐敷字新開１番地236　県営新開第二団地３―205
破産者　久志　　和（旧姓小山）
1　決定年月日　平成27年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第１５２号
沖縄県那覇市繁多川４丁目８番27号　プライムハイツ302
破産者　照木　康訓
1　決定年月日　平成27年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第１５７号
沖縄県浦添市城間２丁目18番３―201号　産山マンション
破産者　赤嶺　信二
1　決定年月日　平成27年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第２３５号
沖縄県那覇市字国場230番地　エリアスタ21202
破産者　高良　文紀
1　決定年月日　平成27年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第８４号
青森県八戸市大字白銀町字姥畑４番地17
破産者　横浜　久子
1　決定年月日　平成27年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係